特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
12	後期高齢者医療保険関係事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

潮来市は、後期高齢者医療保険関係事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

茨城県潮来市長

公表日

令和6年6月28日

[平成31年1月 様式2]

88 年 本

I 関連情報				
1. 特定個人情報ファイルを取り	扱う事務			
①事務の名称	後期高齢者医療保険関係事務			
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)及び茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例(平成19年条例第22号)等の規定に則り対象者の資格管理、保険料の賦課管理、収納管理、滞納管理を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。①申請書や届出書に関する確認。②資格管理に必要な情報を、茨城県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)に提供し、被保険者情報の提供を受ける。③保険料賦課の算定に必要な要件の情報照会。④所持・課税情報を広域連合に提供し、保険料情報の提供を受ける。⑤保険料情報を占とに連割計算を行い、期割情報を広域連合に提供する。⑥口座情報をもとに金融機関に保険料の徴収を依頼する。			
③システムの名称	後期高齢者医療システム 特別徴収管理システム 統合宛名システム 後期高齢者医療広域連合電算処理システム(標準システム) 総合窓口システム			
2. 特定個人情報ファイル名				
後期高齢宛名情報ファイル 後期高齢特別徴収対象者情報ファイ 宛名情報ファイル	ال)			
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十 一日法律第二十七号) 第9条第1項、別表 第85項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で 定める事務を定める命令(令和六年五月二十四日内閣府・総務省令第七号) 第46条			
4. 情報提供ネットワークシステ	ムによる情報連携			
①実施の有無	<選択肢>(選択肢>1)実施する2)実施しない3)未定			
②法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条8号(特定個人情報の提供の制限) (情報提供の根拠) 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年五月二十四日内閣府・総務省令第九号) 第2条第115項 (情報照会の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年五月二十四日内閣府・総務省令第九号) 第2条第117項、第117条			
5. 評価実施機関における担当	部署			
①部署	市民福祉部 市民課			
②所属長の役職名	市民課長			
6. 他の評価実施機関				
	利用度。除者			
7. 特定個人情報の開示・訂正・				
請求先	〒311-2493 茨城県潮来市辻626番地 潮来市 総務部 総務課 TEL:0299-63-1111(代表)			
8. 特定個人情報ファイルの取扱	及いに関する問合せ			
連絡先	〒311-2493 茨城県潮来市辻626番地 潮来市 市民福祉部 市民課 TEL:0299-63-1111(代表)			

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和6	年7月1日 時点			
2. 取扱者数	2. 取扱者数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点				
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
	基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
[基礎	項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及ひ 3) 基礎項目評価書及ひ	董点項目評価書 全項目評価書			
2)又は3)を選択した評価実 載されている。	施機関については、それ	れぞれ重点項目評	価書又は全項目評価書において、リス				
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)							
目的外の入手が行われるリスクへの対 策は十分か	[十分であ	る]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分であ	გ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限 のない職員等)によって不正に使用され るリスクへの対策は十分か	[十分であ	ర]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの取扱い	の委託		[]委託しない			
委託先における不正な使用等のリスク への対策は十分か	[十分であ	る]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や	情報提供ネットワーク	システムを通じた挑]提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われるリスクへ の対策は十分か	[十分であ	る]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシステムと	の接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリスクへの対 策は十分か	[十分であ	る]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
不正な提供が行われるリスクへの対策 は十分か	[十分であ	る]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
7. 特定個人情報の保管・消去							
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分であ	ර]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
8. 監査							
実施の有無	[〇] 自己点検	[]	内部監査 [] 外部監	査			
9. 従業者に対する教育・啓発							
従業者に対する教育・啓発	[十分に行って	こいる]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	ている			

変更箇所

変更箇所					
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	潮来市 市民福祉部 保険年金課	市民福祉部 市民課	事後	
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	保険年金課長 川井 恒夫	市民課長 今泉 典子	事後	
平成28年4月1日		〒311-2493 茨城県潮来市辻626 潮来市 市民福祉部 保険年金課 TEL (0299)-63-1111(代表)	〒311-2493 茨城県潮来市辻626 潮来市 市民福祉部 市民課 TEL (0299)-63-1111(代表)	事後	
平成29年9月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年9月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	市民課長 今泉 典子	市民課長 長谷川 哲也	事後	
平成30年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成29年9月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年9月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年9月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	市民課長 長谷川 哲也	市民課長	事後	
平成30年9月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成30年9月1日時点	事後	
平成30年9月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成30年9月1日時点	事後	
令和1年6月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成30年9月1日時点	平成31年6月1日時点	事後	
令和1年6月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年9月1日時点	平成31年6月1日時点	事後	
令和1年6月1日	VI リスク対策		リスク対策様式に伴う追加	事後	
令和2年6月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ③システムの名称	後期高齢者医療システム 特別徴収管理システム 統合宛名システム 後期高齢者医療広域連合電算処理システム (標準システム)	後期高齢者医療システム 特別徴収管理システム 統合宛名システム 後期高齢者医療広域連合電算処理システム (標準システム) 総合窓口システム	事前	
令和2年6月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成31年6月1日時点	平成32年6月1日時点	事後	
令和2年6月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年6月1日時点	平成32年6月1日時点	事後	
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成32年6月1日時点	令和3年8月1日時点	事後	
令和3年9月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成32年6月1日時点	令和3年8月1日時点	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条7号(特定個人情報の提供の制限) (情報提供の根拠) 別表第二の80・83の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令 第7号)第43条 (情報照会の根拠) 別表第二の82の項	番号法第19条8号(特定個人情報の提供の制限) (情報提供の根拠) 別表第二の80・83の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令 第7号)第43条 (情報既会の根拠) 別表第二の82の項	事後	
令和4年7月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 評価対象の事務の対象人数 は何人か いつ時点の計数か	令和3年8月1日時点	令和4年7月1日時点	事前	
令和4年7月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人保護情報ファイル取 扱者数は500人以上か いつ 時点の計数か	令和3年8月1日時点	令和4年7月1日時点	事前	
令和5年6月16日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数 は何人か いつ時点の計数か	令和4年7月1日時点	令和5年7月1日時点	事前	
令和5年6月16日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人保護情報ファイル取 扱者数は500人以上か いつ 時点の計数か	令和4年7月1日時点	令和5年7月1日時点	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数 は何人か いつ時点の計数か	令和5年7月1日時点	令和6年7月1日時点	事前	
	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人保護情報ファイル取 扱者数は500人以上か いつ 時点の計数か	令和5年7月1日時点	令和6年7月1日時点	事前	
令和6年6月28日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	の番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)第9条第1項別表第一第59項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成二十五年 五月三十一日法律第二十七号) 第9条第1 項、別表 第65項 取りまりでは、100番号の利用等に関する法律別表の主 ろための番号の利用等に関する法律別表の主 務省令で定める事務を定める命令(令和六年 五月二十四日内閣府・総務省令第七号) 第46 条	事前	
令和6年6月28日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条8号(特定個人情報の提供の制限) (情報提供の根拠) 別表第二の80・83の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令 第7号)第43条 (情報照会の根拠) 別表第二の82の項		事前	